

令和2年5月7日

保護者 様

伊勢原市立伊勢原小学校
校長 塩川 幸恵

「学校における一時預かり事業」について(お願い)

日頃より本校の教育活動に対して、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、小・中学校における臨時休業期間の延長に伴い、「学校における一時預かり事業」を5月29日(金)まで延長することになりましたのでお知らせします。

また、過日、伊勢原市教育委員会から新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「学校における一時預かり事業」の利用自粛のお願いが出されました。

つきましては、「学校における一時預かり」の趣旨をご理解いただき、できる限り利用の自粛にご協力くださいますようお願いいたします。

<学校における一時預かり事業>

対象者

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業に従事している方や、どうしても仕事を休むことが困難な方など、真に利用が必要なご家庭の児童が対象となります。

持ち物

- ・健康観察カード(5月分は、すでに配付済みです。土・日・祝日も検温記録をお願いします)
- ・自主学習時に使用する学習教材、筆記用具、上履き
(読書用の本や絵を描くなどの画材、粘土等も工夫して持参してください)
- ・午後も利用する場合は、昼食を用意してください。
- ・マスク、ハンカチ、ティッシュ等

利用申し込み方法

- ・4月と同様の申し込み方法で受け付けます。事前に電話等でお知らせください。
- ・欠席される場合は、必ず学校へご連絡をお願いします。

利用方法等

- ・登下校は、保護者が付き添うなど、安全面の配慮をお願いします。また、朝は、必ず受付で教職員に直接お子様を引き渡してください。
- ・学校では自習としますので、学習内容についてはご家庭で準備をお願いします。
- ・利用にあたっては、毎朝、健康の状況をご確認いただき、発熱や咳などの風邪の症状がある場合は、利用をお控えください。

利用にあたっての注意事項

- ・利用する本人や、家族の中に発熱や咳などの症状がある人がいる場合は、利用できません。
- ・お子様には、マスクを着用させてください。
- ・緊急事態に備えて、常に連絡が取れるようにしてください。また、体調不良等の場合は、すぐに迎えに来てください。

※新型コロナウイルス感染症の蔓延が拡大した場合など、急遽、学校での一時預かり事業を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。